

農地を貸してくれる方を募集します

経営転換または農業をリタイアする農業者及び農地の相続人等が、農地中間管理機構に農地を貸し付けることにより、協力が交付されます。

■交付対象者

○農業部門の減少により経営転換する農業者

○リタイアする農業者

○相続した農地を機構に貸し付ける場合で、相続後は自ら農業を行わない者

※耕作放棄地の所有者は、経営転換協力の金の交付を受けられません。

■経営転換協力の金

機構へ貸付を行う面積	単価 (万円/戸)
0.5ha以下	30万円
0.5ha超2ha 以下	50万円
2ha超	70万円

■交付要件

全農地を10年以上機構に貸付け、かつ当該農地が機構から受け手に貸し付けられること(集営農組織と特定農作業委託契約を原則10年以上締結した場合も対象)。

※10 a未満の農地または農業振興地域外の農地は除く。

■問い合わせ先

農政課 ☎(48)2143

産地交付金の要件変更のお知らせ

平成27年度から、水田作付による野菜等の交付金対象作物は次の重点振興作物10品目になりました。

■産地交付金対象重点振興作物

きゅうり、トマト、なす、いちご、ねぎ、たまねぎ、アスパラガス、しゅんぎく、うど、にら

■交付単価 12,000円/10a

■助成対象外作物

野菜(前記の10品目を除く)、雑穀、豆類、花き、果樹、花木、景観形成作物等

■問い合わせ先

下野市農業再生協議会事務局 ☎(47)2552

無人ヘリによる水稲防除を実施します(南河内地区)

水稲のカメムシ類等を一斉防除するため、無人ヘリコプターによる農薬の散布を行います。散布に当たっては万全の注意をはらい、皆様の協力をお願いいたします。

○散布日程 8月4日(火)～6日(木)の3日間

■散布予定時刻

午前5時頃～正午頃

■散布箇所

・白旗が立っている水稲のほ場ヘラジコンヘリコプターが散布します。

・主要道路、通学路、住宅周

辺は早朝に散布します。

・雨天、強風等で散布日が翌日に順延する場合があります。

■注意事項

薬剤の散布には十分注意して実施いたしますが、次のことを留意のうえご協力をお願いいたします。

①水稲の栽培ほ場近くの家屋

では、散布中は窓を閉めて

ください。

また、洗濯物は屋内に入れてください。

②散布中は散布区域へ立ち入らないでください。

また、子どもには特に注意をうながしてください。

■問い合わせ先

宇都宮農協水稲病害虫防除推進協議会 J Aうつのみや南河内営農経済センター ☎(48)2215



第1回下野市総合教育会議を開催

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的とする、総合教育会議が設置されました。

6月16日に第1回下野市総合教育会議が開催され、「教育に関する大綱」を今年度中に策定することや会議を年3回程度開催することが決められました。また、今後は下野市として重点的に講ずべき教育施策についても協議を行うこととなりました。

■問い合わせ先

教育総務課 ☎(52)1117

